

# 『一般建築物石綿含有建材調査者講習』のご案内

京都労働局登録京石第1号  
登録有効期限 2026年10月27日  
公益社団法人京都労働基準協会

石綿は、その吸引により肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがあることから、石綿障害予防規則により石綿暴露防止のための措置が義務付けられています。

これらの措置の一つとして、**建築物等の解体・改修工事前に石綿の使用の有無の調査を行うこと**が定められていますが、**令和5年10月からは、事前調査を行うものは一定の資格が必要となります。**

この講習は、**令和5年10月1日以降に事前調査を行うために必要な資格を付与するための講習**です。

■開催日時 1日目 令和5年10月5日(木) 10時00分～17時30分(※受付 9:30～)  
2日目 令和5年10月6日(金) 9時30分～17時20分 ※修了検査を含む

■受付開始日時 **8月1日(火) 9:00～受付開始**

■講習会場 京都経済センター(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地)  
※有料駐車場(バイク不可)がありますが、数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

■講習種別 一般建築物石綿含有建材調査者講習

■受講料等 受講料金 44,000円(税込み)  
テキスト代金 5,280円(税込み)  
合計 49,280円(税込み)

※講義に使用するテキストは、中央労働災害防止協会発行の

「石綿含有建材調査者テキスト 一般建築物・一戸建て等用(第2版)」です。

テキストを購入される方には、受講が決定し、入金を確認した後、テキストを送付いたします。(事前学習にご活用ください。)

※既にテキストを入手している等により、テキストが不要の方については、44,000円(税込み)のご負担となります。**注)令和5年2月より改訂となっております。**

■定員 100名(定員になり次第締め切ります。)

■申込方法 公益社団法人京都労働基準協会の HP をご覧いただき、FAX 予約申込書(兼 返信票)にて、お申込みください。

※受講修了後、修了証明書をお渡しする際に受領印またはサインをいただきますので印鑑またはボールペン(熱で消えるペン不可)をご持参ください。

■お問合先 公益社団法人 京都労働基準協会 Tel075-353-3503 Fax075-353-3510  
〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター4 階

# FAX 予約申込書(兼 返信票)

FAX 受付開始日時 令和5年8月1日 午前9時～

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者講習  
令和5年10月5日～10月6日実施

京都労働基準協会 あて(FAX 番号075-353-3510)

会社名		フリガナ 受講希望者氏名	予約番号 (協会で記入します)
所在地	〒		
担当者名			
電話番号			
FAX 番号	FAX 受信環境がない場合は「なし」と記入してください		
担当者 メールアドレス			

## 労働基準協会 返信票

上記予約申込については

協会記入欄

FAX 返信日

年 月 日

★★必ずお読みください

予約完了後の手続きについては、[京都労働基準協会のホームページ](#)に記載しておりますので、それに沿って以下の通り正式申込手続きを進めてください

- (1) 受付人数分について、受講申込書、受講資格書面等を郵送にて提出してください  
(本返信票到着から2週間以内に受講申込書の提出が無い場合は、予約を無効とさせていただきます。)
- (2) 本講習には一定の受講資格があります。(HPを参照の上、受講資格を証明する書面を添付してください)  
※個人事業主自身が受講者の場合、自身の経験年数を自身で証明することのみでは事実確認ができません。つきましては、別途以下のような、経験年数を明らかにできる客観的資料を添付してください。  
例 ① 建設許可の写(11年以上前の日付のもの)  
② 加入している事業者団体・以前在籍していた会社の事業主・関係業者の事業主・先代事業主・長く勤務している従業員など、受講者の経験年数を証明し得る者による証明
- (3) 受講申込書の審査が終了しましたら「受講票」と「請求書」を送付いたしますので、1週間以内に送金をお願いいたします。
- (4) 入金確認後、当協会からテキストを送付します。  
(事前学習されることをお勧めします。 テキストは講習当日、必ず持参してください)

石綿	10/5・6
----	--------

# 一般建築物石綿含有建材 調査者講習受講申込書

予約番号
※必ず記入して下さい

受講者	フリガナ	←必ず記入	生年月日	S · H
	氏名	携帯番号( )	年 月 日生	
		旧姓等併記希望の場合 旧姓等氏名:		
	※併記を希望する氏名等が確認できる書類(戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等)を当日受付時に提示してください。			
住所	〒 -			
受講資格区分番号		←必ず記入して下さい		
この講習会は法令で「受講資格」が定められています。募集要綱の「受講資格別受講申込必要書類等一覧表」「受講資格の内容」欄に対応する「受講資格区分番号」を上記の四角内に記入して下さい。また、申込書に添付していただく書類は、受講資格ごとに異なります。一覧表を確認して添付漏れのないように注意して下さい。				

※写真は郵送時に必ず貼付してください。

カラー写真貼付  
6か月以内撮影  
無帽・正面  
上三分身  
背景無地  
3×2.4cm  
裏に氏名を記入

受講番号
※記入不要です

勤務先	会社名	連絡先	部署・氏名:
	所在地		担当 ご担当者メールアドレス:※お問合せ等に使用いたします。
			電話 勤務先 受講者 勤務先 受講者
		FAX	

郵送	請求書・受講票の送付先 いずれかに☑してください	
	<input type="checkbox"/> 勤務先住所	<input type="checkbox"/> 受講者住所

テキスト	<input type="checkbox"/> テキストを購入しない	使用するテキストは出版元の改訂などで予告なく変更することがあります。 (同じ表紙のテキストでも改訂等により、用語、ページ数等が異なる場合があります。) 注)テキストは令和5年2月より改訂となっています。改訂以前のテキストは使用できません。
	すでにテキストがあるため、今回はテキストを購入しないときは、上欄にチェックしてください。 受講にはテキストが必要です。テキストは受講料入金確認後、送付いたします(送料無料)	

年 月 日  
公益社団法人 京都労働基準協会 会長 殿

記入された個人情報は、当協会が責任を持って管理し、この講習の実施のためだけに使用します。(法令による場合を除く。)

京都労働基準協会への連絡等記入欄
------------------

労働基準協会 使用欄	
実施管理者等	受付者

# 実務経験証明書（受講者氏名 \_\_\_\_\_）

- 1 該当する受講資格欄ごとに経験年数のカッコ内に実務経験等の年数を記載して下さい。
- 2 記載した受講資格及び経験年数等について、下欄により事業主の証明を受けて下さい。なお、受講資格が確認できる場合は、この様式以外の書面を添付していただいても結構です。
- 3 実務経験証明書の他、受講資格ごとに、受講申込書に添付する書類や証明書が異なります。「受講資格別受講申込必要書類等一覧表」を確認して、添付漏れの無いようにご注意下さい。

## 受講資格一覧表

区分番号	受講資格の内容（学歴・職歴・資格等）	経験年数等		
		実務経験		年
①	労働安全衛生法別表第18条第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	経験年数等の証明は必要ありません。		
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を収めて卒業した後、 <u>建築に関して2年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験		年
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④に同じ。）、 <u>建築に関して3年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験		年
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前記課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>建築に関して4年以上の実務経験を有する者（③に該当するものを除く。）</u>	実務経験		年
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>建築に関して7年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験		年
⑥	<u>建築に関して11年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験		年
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律による改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、 <u>建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者</u>	実務経験		年
⑧	<u>建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験		年
⑨	<u>環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有するもの</u>	実務経験		年
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	経験年数による制限はありませんが、在官したこと証明が必要です。		
⑪	<u>労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者</u>	従事経験		年

## 建築物石綿含有建材調査者研修会 実務経験証明書

上記受講資格欄番号（ \_\_\_\_\_ ）の実務経験又は従事経験は（ \_\_\_\_\_ ）年以上有することを証明する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業場所在地

事業場名

事業者職氏名

